令和２年10月１日告示第124号

美郷町あきた結婚支援センター入会登録料助成事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、美郷町在住の独身男女の出会いと結婚に資するため、一般社団法人あきた結婚支援センター（以下「支援センター」という。）への入会登録料を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第２条　助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(１)　新規に支援センターに入会する者

(２)　支援センターへの入会日において秋田県仙北郡美郷町に住所を有する者

(３)　本町の町税及び使用料等に滞納がない者

（助成の金額）

第３条　助成する金額は、支援センターの入会登録料の全額とし、１回に限り助成する。

（助成の手続き）

第４条　助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美郷町あきた結婚支援センター入会登録料助成金交付申請書兼納付等状況調査同意書（様式第１号）にあきた結婚支援センター入会登録料の費用負担に関する協定書第3条に定める同意書を添えて町長に提出しなければならない。

２　申請者は、前項の同意書の提出をもって、美郷町あきた結婚支援センター入会登録料助成金（以下「助成金」という。）の受取を支援センターに委任したものとみなす。

（助成の決定）

第５条　町長は、前条の規定により交付申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、美郷町あきた結婚支援センター入会登録料助成金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第６条　支援センターは、前条に定める交付決定があったときは、助成金を申請者に代わって町長に請求するものとする。

２　支援センターは、当該月において支援センターに入会した者の助成金を、入会登録料負担金請求書に入会登録者名簿を添えて町長に請求するものとする。

（助成金の支払い）

第７条　町長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援センターに助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第８条　町長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正行為により助成金を受けたときは、交付した助成金を返還させることができる。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和２年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に支援センターに入会している者については、希望により期間を更新する場合において、第２条第１号の規定によらず助成を受けることができるものとする。